

手術に関する施設基準

医科点数表第2章第10部手術通則5及び通則6に該当する手術について、

前年の手術件数を下記のとおりお知らせいたします。

令和7年1月1日～令和7年12月31日

区分1	ア 頭蓋内腫瘍摘出術等	160件
	イ 黄斑下手術等	757件
	ウ 鼓室形成手術等	29件
	エ 肺悪性腫瘍手術等	168件
	オ 経皮的カテーテル心筋焼灼術	286件
区分2	ア 鞣帯断裂形成手術等	117件
	イ 水頭症手術等	36件
	ウ 鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	5件
	エ 尿道形成手術等	0件
	オ 角膜移植術	29件
	カ 肝切除術等	174件
	キ 子宮附属器悪性腫瘍手術等	36件
区分3	ア 上顎骨形成術等	10件
	イ 上顎骨悪性腫瘍手術等	74件
	ウ バセドウ甲状腺全摘(亜全摘)術(両葉)	19件
	エ 母指化手術等	1件
	オ 内反足手術等	1件
	カ 食道切除再建術等	3件
	キ 同種死体腎移植術等	2件
区分4	胸腔鏡又は腹腔鏡を用いる手術	549件
その他の区分	ア 人工関節置換術	229件
	イ 乳児外科施設基準対象手術	0件
	ウ ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術	37件
	エ 冠動脈、大動脈バイパス移植術及び体外循環を要する手術	117件
	オ 経皮的冠動脈形成術	233件
	急性心筋梗塞に対するもの	27件
	不安定狭心症に対するもの	32件
	その他のもの	173件
	経皮的冠動脈粥腫切除術	1件
	経皮的冠動脈ステント留置術	162件
	急性心筋梗塞に対するもの	20件
	不安定狭心症に対するもの	21件
	その他のもの	121件

詳細内容について照会や不明な点がありましたら、医事課までお問い合わせください。

病院長